

(社)さつま出水青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、社団法人さつま出水青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を鹿児島県出水市昭和町40番3号に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に務めるとともに、国際的理解を深め、もって国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究並びにそれらの改善に資する計画の立案及び実現を推進する諸事業
- (2) 会員の指導力啓発の知識及び教養の習得及び向上並びに能力の開発を利する事業
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所その他の国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員を民法上の社員とする。

- (1) 正会員

(2) 特別会員

(3) 名誉会員

(4) 賛助会員

(正会員)

第7条 出水市及びその周辺地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同して入会したものを正会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で40歳に達した正会員は、当該年度が終了するまでの間は、なお正会員としての資格を有するものとする。

3 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることはできない。

(特別会員)

第8条 年度の途中で40歳に達した後、当該年度が終了するまで正会員として活動した者で、本人からの申し入れに基づき、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第9条 本会議所に功勞のあった者で、理事会の議決を経て、総会で承認されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第10条 本会議所の目的に賛同し、本会議所の発展を助成するため入会した個人又は法人その他の団体を賛助会員とする。

(入会)

第11条 正会員及び賛助会員となろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(権利)

第12条 会員は、この定款に定める者のほか、本会議所のすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(義務)

第13条 会員は、この定款その他本会議所の規則を遵守し、及び本会議所の目的達成に必要な義務を負うものとする。

(入会金及び会費)

第14条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。

(休会)

第15条 やむを得ない理由により長期間本会議所の事業活動に参加できない会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 休会している期間に係る会費については、これを免除しない。

(資格の喪失)

第16条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 破産、成年被後見人又は被補佐人の宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第17条 会員は、退会届を理事長に提出して退会することができる。ただし、退会しようとする年度の会費は、納入しなければならない。

(除名)

第18条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。この場合は、除名の議決を行う総会の日の10日前までに当該会員に対してその旨を通知し、かつ、当該総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 本会議所の秩序を乱す行為を行ったとき。

(3) 会費を1年以上納入しないとき。

(会費等の不返還)

第19条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別)

第20条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
- (2) 直前理事長1人
- (3) 副理事長2人以上5人以内
- (4) 専務理事1人
- (5) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)12人以上14人以内
- (6) 監事2人

(資格及び選任)

第21条 役員(直前理事長を除く。)は、本会議所の正会員でなければならない。

2 役員(直前理事長を除く。)は、総会の議決を経て、別に定める方法により、総会において総正会員の3分の2以上の同意により選任する。

3 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

4 直前理事長は、前任の理事長が就任する。

5 理事の構成は、理事相互に親族その他特別の関係にある者の数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第22条 理事長は、本会議所を代表し、業務を統括する。

2 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を行うとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、対外事務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任期)

- 第 2 3 条 役員の任期は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までとする。ただし、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 2 4 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の同意により、その役員を解任することができる。
- 2 第 1 8 条後段の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第 18 条後段中「除名」とあるのは「解任」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(顧問)

- 第 2 5 条 本会議所に、顧問若干人を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

## 第 4 章 会 議

(種別)

- 第 2 6 条 本会議所の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 2 7 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 直前理事長及び監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、

表決に加わることはできない。

(総会の権能)

- 第 2 8 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に関する重要な事項を議決する。

(理事会の権能)

- 第 2 9 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第 3 0 条 通常総会は、毎年 1 月及び 8 月又は 9 月に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めるとき。
    - (2) 総正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
    - 3 監事が民法第 5 9 条第 4 号の規定により招集したとき。
  - 4 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めるとき。
    - (2) 理事の 4 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

- 第 3 1 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合にはその請求を受理した日から 30 日以内に、同条第 3 項第 2 号の場合にはその請求を受理した日から 7 日以内に会議を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の 1 0 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(総会における書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員又は理事の現在数
  - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(総会の議決事項の通知)

第37条 理事長は、総会の終了後遅滞なく、その総会における議決事項を会員に書面で通知しなければならない。

第5章 例会及び委員会

(例会)

第38条 本会議所は、毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会の設置)

第39条 本会議所は、第3条の目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第40条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員をもって構成する。

2 理事長は、理事のうちから委員長を、正会員のうちから副委員長及び委員を、理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員が、いずれかの委員会に所属しなければならない。

第6章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第41条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第43条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計区分)

第44条 本会議所の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3 特別会計は、一般会計で処理するには不適當と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4 基金会計は、基金となるべき収入により積み立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

(事業計画及び予算)

第45条 本会議所の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始の10日前までに総会の議決を得なければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前年度の予算に準じ、執行するものとする。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第46条 本会議所の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

(資産の団体性)

第47条 本会議所の会員は、その資産を喪失するに際し、本会議所の資産に対していかなる請求もすることができない。

第7章 管理

(定款等の備付け)

第48条 理事長は、定款、財産目録、会員名簿その他諸規定に定める書類を、常に事務所に備え付けておかなければならない。

(報告書類の提出)

第49条 理事長は、その任期中の年度終了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計報告書(収支決算書、財産目録及び貸借対照表)

(3) 前項各号に掲げる書類は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の開会の日の1週間前までに提出しなければならない。

(4) 第1項各号に掲げる書類の提出を受けた監事は、厳正なる監査を行い、前項の通常総会の開会の日の前日までに意見書を作成し、当該年度の理事長に提出しなければならない。

(5) 当該年度の理事長は、前項の意見書を添えて第1項各号に掲げる書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書等の備置き)

第50条 理事長は、前条第1項各号に掲げる書類を同条第2項の通常総会の日の1週間前までに事務所に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第51条 会員は、第48条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

(書類の提出)

第52条 理事長は、第49条第2項の通常総会終了後、遅滞なく、同条第1項各号に掲げる書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(事務局)

第53条 本会議所の事務を処理するため、本会議所に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 4 事務局長を置かない場合は、総務委員長がこれを代行する。
- 5 前各項に定めるほか、事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第54条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することはできない。

### (解散及び残余財産の処分)

第55条 本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、知事の承認を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、知事の承認を得て、本会議所と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

### (清算人)

第56条 本会議所の解散に際しては、総会において清算人を選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

### (解散後の会費の徴収)

第57条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するのに必要な限度内の会費を、解散の日現在の正会員から徴収することができる。

## 第9章 雑則

### (定款変更の届出)

第58条 本会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、速やかに社団法

人日本青年会議所に届け出なければならない。

### (施行規定等)

第59条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、本会議所の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会議所の設立当初の役員は、第21条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年12月31日までとする。
- 3 本会議所の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本会議所の設立許可のあった日から平成4年12月31日までとする。
- 4 本会議所の設立初年度の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。